

令和4年(国)第437号

令和5年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、令和〇年〇月分から令和〇年〇月分までの老齢年金生活者支援給付金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、老齢基礎年金の受給権者であるが、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号。令和元年10月1日施行。改正令和2年法律第40号。以下「年金生活者支援法」という。)による老齢年金生活者支援給付金(以下「支援給付金」という。)の受給資格及び支援給付金の額についての認定を請求(以下「本件請求」という。)した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、令和〇年〇月分以降の支援給付金を支給する旨の決定をし、もって、同年〇月分以前の支援給付金はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。また、保険者は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、令和〇年〇月分以前の支援給付金を支給しない理由について、「年金生活者支援給付金の支給は、既に支給要件に該当していたとしても請求の特例を除き、認定の請求を行った日の属する月の翌月分から開始することとされております。このほか、「災害その他やむを得ない理由」により請求することができない状況

にあるときは、「その理由がやんだ」15日以内に請求すれば遡って支給することが年金生活者支援給付金の支給に関する法律第6条第2項に規定されています。今回ご相談のありました内容につきまして、・・・「その他やむを得ない理由」として対応することは困難との結論に至りました。」と記載された文書(以下「本件文書」という。)を送付した。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 年金生活者支援法第2条第1項は、国は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給権者に対し、支援給付金を支給すると規定している。
- 2 そして、上記の支給要件に該当する者が支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し認定の請求をしなければならず(同法第5条第1項)、支援給付金の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始めると規定され(同法第6条第1項)、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、やむを得ない理由により請求することができなくなった日の属する月の翌月から始めると規定されている(同法第6条第2項)。
- 3 また、令和2年8月1日(以下、この日を「起算日」という。)において、支援給付金の支給要件に該当している者が、起算日から6月を経過するまでの間に支援給付金の請求をした場合は、令和2年8月分から支給するとされている(令和2年法律第40号附則第12条)。
- 4 さらに、平成30年12月28日年管管発1228第1号厚生労働省年金局事

業管理課長通知（以下「本件通知」という。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）において、市町村から提供を受けた所得情報に基づき判定を行い、支援給付金の支給要件に該当する受給候補者に対し、請求書用紙を送付し、請求を促すこととされ、機構における事務手続上の事情等により、この請求書用紙の送付が遅れ、本人に帰責性がなく当該請求書用紙を送付した年の12月31日までに請求を行うことが困難となった場合等については、年金生活者支援法第6条第2項に規定する災害その他やむを得ない理由に当たるとして、当該理由がやんだ後（請求書用紙の到達後）15日以内に認定の請求がされたときは、当該請求書用紙を送付した年の10月分の支援給付金から支給を行うものとする旨を定めている。

第2 当審査会の判断

1 請求人が支援給付金の支給要件に該当する者であることは本件記録上から明らかであるところ、請求人が本件請求を行ったのは令和○年○月○日であり、起算日から6月経過の令和○年○月○日より後の請求であるので、上記第1の1ないし3により、支援給付金を令和○年○月分から支給し、令和○年○月分以前については支給しないとした原処分は法令の定めにも則ったものである。

2 これに対し、請求人は、本件請求が遅延したのは、請求人が認知機能低下のために住所変更手続を行っておらず、請求人に本件請求に係る案内書等が届いていなかったためであり、請求人の責めに帰することができないのは明らかであることから、年金生活者支援法第6条第2項に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当すると主張する。

そこで検討すると、本件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成○年○月から○○市○○区○○所在のグループホーム○○に入所していたが、令和○年○月頃に○○市○○区○○所在の特別養護老人ホーム○○に転出した。しかし、住民

票上の転居の届出は令和○年○月にされた。

- (2) 保険者は、令和○年に請求人に対し、「年金生活者を支援する給付金を受け取るための大切なお知らせです。」と記載された封筒に封入した請求書用紙をグループホーム○○に郵送し、同施設に配達されたが、グループホーム○○から特別養護老人ホーム○○の請求人の下への転送がされず、グループホーム○○に保管されたままとなっていた。
- (3) 請求人はアルツハイマー型認知症であり、令和○年○月○日にA弁護士が成年後見人に就任した（登記は、令和○年○月○日）。A弁護士は、就任後、グループホーム○○から同施設に届いていた請求人宛の封書等の転送を受け、上記の請求書用紙を発見したことから、令和○年○月○日（受付）に本件請求をした。

以上によれば、請求書用紙は請求人の住民票上の住所であるグループホーム○○に配達されたが、同施設から特別養護老人ホーム○○の請求人の下に転送されていなかったため、請求手続が遅滞したものと認められる。しかし、住民票上の住所に送付したのであるから、機構に事務処理上の誤りはなく、本件通知にいうところの、機構における事務手続上の理由により請求書の送付が遅れた場合には該当しない。また、請求人はアルツハイマー型認知症に罹患しているが、前記の「災害その他のやむを得ない理由」とは、台風、火災等の災害、交通事故や急病等をいうと解され、認知症はこれに当たらないというべきである。したがって、請求人の上記の事情について、「災害その他のやむを得ない理由」に該当するということはできない。請求人の主張は理由がなく、採用できない。

- 3 さらに、請求人は、原処分は理由付記の要件を欠き違法であると主張している。原処分に付された理由は前記「事実」欄第2の2記載の本件文書に記載されたと

おりであるが、年金生活者支援法において遡及支給が認められるのは、①災害その他やむを得ない理由により請求をすることができなかった場合において、②その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときとされているところ、本件は①の要件に該当しないとしているのであるから、不支給の理由は了解可能であり、理由付記が求められる趣旨から必要とされる程度には明らかにされているといえることができる。原処分に理由付記についての違法があるとはいえない。

以上によれば、原処分に違法・不当な点はなく、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。